

〈2025 年 10 月〉

普 通 傷 害 保 険

《約款・特約集》

— お 願 い —

- この保険約款は、ご契約上の大切な事柄をご説明したものです。必ずご一読いただき、保険証券とともに保険期間満了まで大切に保管してください。
- もしおわかりになりにくい点、お気づきの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または当社におたずねください。
- 事故が起こった場合には、取扱代理店または当社へご連絡ください。
- 当社代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。

明治安田損害保険株式会社

目 次

傷害保険普通保険約款・・・・・・・・・・・・・・・・	1
特約＜略称＞・・・・・・・・・・・・・・・・	32
共同保険に関する特約・・・・・・・・・・・・・・・・	32
熱中症補償特約・・・・・・・・・・・・・・・・	32
食中毒補償特約・・・・・・・・・・・・・・・・	33
天災補償特約＜天災補償＞・・・・・・・・・・・・・・・・	33
賠償責任補償特約＜賠償補償＞・・・・・・・・・・・・・・・・	33
賠償事故解決に関する特約・・・・・・・・・・・・・・・・	43
インターネット特約・・・・・・・・・・・・・・・・	47
保険料クレジットカード払特約・・・・・・・・・・・・・・・・	48
長期保険特約＜長期保険＞・・・・・・・・・・・・・・・・	50

特約に関するご注意

- ① 「熱中症補償特約」および「食中毒補償特約」は、すべてのご契約に適用されます。また、「賠償責任補償特約」がセットされたご契約には、「賠償事故解決に関する特約」が適用されます。
- ② 「共同保険に関する特約」は、保険証券に共同保険分担割合表が添付されている場合に適用されます。
- ③ インターネットでご契約された場合には、「インターネット特約」および「保険料クレジットカード払特約」が適用されます。
- ④ ①から③以外の特約については、保険証券面上の特約欄に、特約名称（またはその略称）が表示されている場合に適用されます。
- ⑤ この約款・特約集に掲載されているもの以外の特約をセットしてご契約された場合には、別途添付する特約をご覧ください。

傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号）

用語	定義
	② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすること（電磁的方法による場合を含みます。）によって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注）

用語	定義
	1)。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア．創傷処理 イ．皮膚切開術 ウ．デブリードマン エ．骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ．抜歯手術 ② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3） （注1）歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 （注2）手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。 （注3）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すも

用語	定義
	のに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
電磁的方	電子情報処理組織を使用す

用語	定義
法	る方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

（注）以下「事故」といいます。

（2）（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア．法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ．道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注4）等の影

響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注5）。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（注6）を除きます。
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注7）もしくは核燃料物質（注7）によって汚染された物（注8）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役また

は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）運転する地における法令によるものをいいます。

（注4）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

（注5）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注6）政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

（注7）使用済燃料を含みます。

（注8）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等

を行っている間

② 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（死亡保険金の支払）

（1）当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

（注）既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

（2）第33条（死亡保険金受取人の変更）

（1）または（2）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

（3）第33条（死亡保険金受取人の変更）

（8）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条（後遺障害保険金の支払）

（1）当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\begin{array}{rcl} \text{保険} & & \text{別表2に掲げ} \\ \text{金額} & \times & \text{る各等級の後} \\ & & \text{遺障害に対す} \\ & & \text{る保険金支払} \\ & & \text{割合} \end{array} = \begin{array}{l} \text{後遺障害} \\ \text{保険金の} \\ \text{額} \end{array}$$

（2）（1）の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、（1）のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

（3）別表2の各等級に掲げる後遺障害に

該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額

に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	適用する割合
	—	=

第7条（入院保険金および手術保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数（注）} = \text{入院保険金の額}$$

（注）180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4) 当会社は、被保険者が事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に病院または診療所において、第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1 事故に基づく傷害について、1 回の手術に限ります（注 1）。

① 入院中（注 2）に受けた手術の場合

入院保険金日額 $\times 10$ = 手術保険金の額

② ①以外の手術の場合

入院保険金日額 $\times 5$ = 手術保険金の額

(注 1) 1 事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注 2) 第 2 条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第 8 条（通院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その

日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

通院保険金日額 $\times$ 通院した日数（注） = 通院保険金の額

(注) 90 日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(2) (1) の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（注 1）を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること（注 2）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注 1）装着により固定していることが確認できる場合に限ります。

① 長管骨（注 3）または脊柱

② 長管骨（注 3）に接続する 3 大関節部分（注 4）

③ 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。

④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

(注 1) ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、P T B キャスト、P T B ブレース（下腿骨

骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りま
す。)、線副子等(上下顎を一体的に固
定した場合に限りま
す。)

(注2) 診断書または医師の意見書に固
定に関する記載がある場合に限りま
す。

(注3) 上肢の上腕骨、^{とう}橈骨および尺骨
ならびに下肢の^{たい}大腿骨、^{けい}脛骨および^ひ腓
骨をいいます。

(注4) 上肢の肩関節、肘関節および手
関節ならびに下肢の股関節、膝関節お
よび足関節をいいます。

(3) 当会社は、(1) および(2)の規定
にかかわらず、前条の入院保険金が支払
われるべき期間中の通院に対しては、通
院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受け
られる期間中にさらに通院保険金の支
払を受けられる傷害を被った場合にお
いても、当会社は、重複しては通院保険
金を支払いません。

第9条 (当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づき支払う
べき死亡保険金および後遺障害保険金
の額は、保険期間を通じ、保険金額をも
って限度とします。

第10条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または
船舶が行方不明となった場合または遭難
した場合において、その航空機または船

舶が行方不明となった日または遭難した
日からその日を含めて30日を経過して
もなお被保険者が発見されないときは、
その航空機または船舶が行方不明とな
った日または遭難した日に、被保険者が
第2条(保険金を支払う場合)の傷害によ
って死亡したものと推定します。

第11条 (他の身体の障害または疾病の影響)

(1) 被保険者が第2条(保険金を支払う
場合)の傷害を被った時既に存在してい
た身体の障害もしくは疾病の影響によ
り、または同条の傷害を被った後にその
原因となった事故と関係なく発生した
傷害もしくは疾病の影響により同条の
傷害が重大となった場合は、当会社は、
その影響がなかったときに相当する金
額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療
を怠ったことまたは保険契約者もしくは
保険金を受け取るべき者が治療をさせ
なかったことにより第2条(保険金を支
払う場合)の傷害が重大となった場合も、
(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第12条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初
日の午後4時(注)に始まり、末日の午
後4時(注)に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記
載されている場合はその時刻としま
す。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によ
るものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第13条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2) の規定による解除

の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げないことを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

第14条（職業または職務の変更にに関する通知義務）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。

(3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)または(2)の規定による通知をしなかつ

った場合において、変更後料率（注1）が変更前料率（注2）よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注3）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注1）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（4）（3）の規定は、当会社が、（3）の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（注）があった時から5年を経過した場合には適用しません。

（注）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（5）（3）の規定は、職業または職務の変更の事実（注）に基づかずに発生した傷害については適用しません。

（注）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（6）（3）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注1）が生じ、この保険契約の引受範囲（注2）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもつ

て、この保険契約を解除することができます。

（注1）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（注2）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

（7）（6）の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注）が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

第15条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第16条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかったとき。

（注）被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第17条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第18条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第19条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第20条（重大事由による解除）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- ② 被保険者または保険金を受け取る

べき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でな

なくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) または(2)の規定による解除が傷害(注1)の発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害(注1)に対しては、当社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注2) (2) ②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべ

き金額に限ります。

第21条(被保険者による保険契約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1) ①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 前条(1) ④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から

(1) に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3)(1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りま

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4)(3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第22条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第23条(保険料の返還または請求・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)

(1) 第13条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、保険料率を変更す

る必要があるときは、次の規定に従うものとします。

① 変更後料率(注2)が、変更前料率(注3)よりも高い場合には、当会社は、その差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注4)に対し月割(注5)をもって計算した保険料を請求します。

② 変更後料率(注2)が、変更前料率(注3)よりも低い場合には、当会社は、その差に基づき計算した保険料について、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時までの期間(注6)に対し月割(注5)をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注1) 第14条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注3) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第14条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(注5) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(注6) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第14条(1)または(2)の変更の事実が生じた時までの期間をいいます。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)また

は(2)①の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(4)(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5)(2)①の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 第14条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(6)(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認

する場合において、保険料を変更する必要があるときは、次の規定に従うものとします。

① 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも高い場合には、当会社は、その差に基づき、未経過期間に対し月割(注)をもって計算した保険料を請求します。

② 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも低い場合には、当会社は、その差に基づき計算した保険料について、既経過期間に対し月割(注)をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(7)(6)①の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第24条(保険料の返還—無効または失効の場合)

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第16条(保険契約の無効)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割(注)をもって計算した保険料を差し

引いて、その残額を返還します。ただし、第5条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

第25条（保険料の返還－取消しの場合）

第18条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第26条（保険料の返還－解除の場合）

（1）第13条（告知義務）（2）、第14条（職業または職務の変更に係る通知義務）（6）、第20条（重大事由による解除）（1）または第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に係る通知義務等の場合）

（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

（2）第19条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

（3）第20条（重大事由による解除）（2）の規定により、当会社がこの保険契約（注1）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注2）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注1）その被保険者に係る部分に限ります。

（注2）1か月に満たない期間は1か月とします。

（4）第21条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注1）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注2）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注1）その被保険者に係る部分に限ります。

（注2）1か月に満たない期間は1か月とします。

（5）第21条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注1）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注2）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（注1）その被保険者に係る部分に限ります。

（注2）1か月に満たない期間は1か月とします。

第27条（事故の通知）

（1）被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約

者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社へ通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社へ書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時

③ 入院保険金については、被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時

④ 手術保険金については、被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時

⑤ 通院保険金については、被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社へ申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合また

は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（5）当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

（1）当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容

- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① （1）①から④までの事項を確認す

るための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会
(注3) 180日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から④までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、

(1) または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1) または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第30条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、第27条(事故の通知)の規定による通知または第28条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用

(注2) は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第31条(時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第32条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第33条（死亡保険金受取人の変更）

（1）保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

（2）保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

（3）（2）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。

（4）（3）の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

（5）保険契約者は、（2）の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

（6）（5）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更

を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

（7）（2）および（5）の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

（8）死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。

（注）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

（9）保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第34条（保険契約者の変更）

（1）保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

（2）（1）の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

（3）保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約

に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第35条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

（1）この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。

（2）（1）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

（3）保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第36条（契約内容の登録）

（1）当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を一般社団法人日本損害保険協会に登録することができるものとします。

- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- ② 被保険者の氏名、住所、生年月日、性別および同意の有無
- ③ 死亡保険金受取人の氏名
- ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額

⑤ 保険期間

⑥ 当会社名

（2）各損害保険会社は、（1）の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、（1）の規定により登録された契約内容を一般社団法人日本損害保険協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

（3）各損害保険会社は、（2）の規定により照会した結果を、（2）に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

（4）一般社団法人日本損害保険協会および各損害保険会社は、（1）の登録内容または（2）の規定による照会結果を、（1）の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

（5）保険契約者または被保険者は、その本人に係る（1）の登録内容または（2）の規定による照会結果について、当会社または一般社団法人日本損害保険協会に照会することができます。

第37条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定

を適用します。

第38条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとしします。

第39条（電磁的方法による手続）

当会社は、保険契約者または被保険者が当会社に提出する書類について、書面に代えて電磁的方法により提出することを認めることがあります。

第40条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表１ 第４条（保険金を支払わない場合－その２）①の運動等

山岳登山（注１）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注２）操縦（注３）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注４）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注１）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが５ｍ以下であるボルダリングを除きます。

（注２）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注３）職務として操縦する場合を除きます。

（注４）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表２ 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第１級	(１) 両眼が失明したもの (２) 咀嚼および言語の機能を廃したものと (３) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (４) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (５) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (６) 両上肢の用を全廃したもの (７) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (８) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第２級	(１) １眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が０.０２以下になったもの (２) 両眼の矯正視力が０.０２以下になったもの (３) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (４) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89%

	(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%

第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸 ^{こう} を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの	34%

	(2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5 cm 以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%

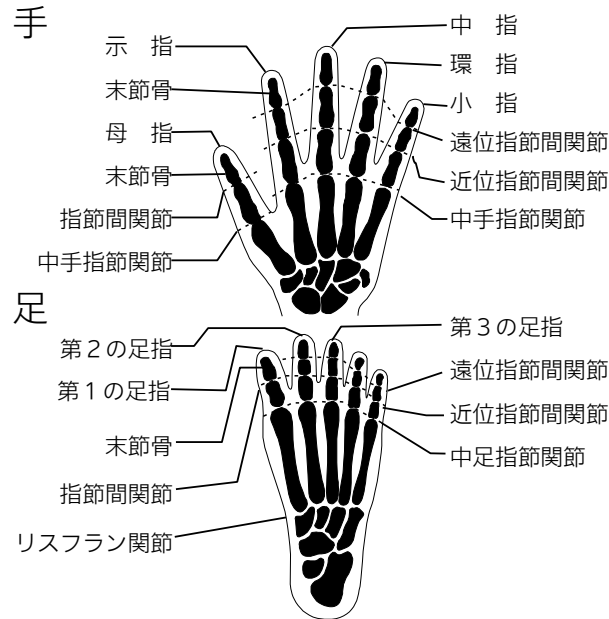
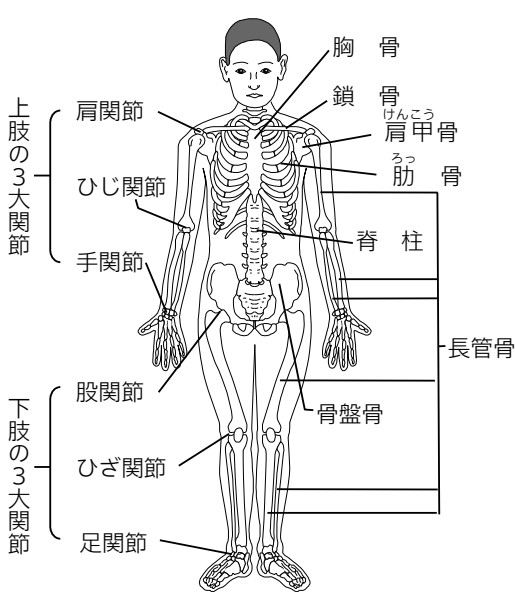
第 10 級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3 cm 以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの (10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第 11 級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第 12 級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの	10%

	(5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの (12) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	
第 13 級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を 1 cm 以上短縮したもの (10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの (11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの	7 %
第 14 級	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1 耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	4 %

	(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	
--	--	--

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表3 保険金請求書類

保 険 金 種 類 提 出 書 類	死 亡	後 遺 障 害	入 院	手 術	通 院
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、 第三者）の事故証明書	○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書	○				
6. 後遺障害もしくは傷害の程度また は手術の内容を証明する被保険者 以外の医師の診断書		○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載し た病院または診療所の証明書類			○		○
8. 当社が被保険者の症状・治療内 容等について医師に照会し説明を 求めることについての同意書	○	○	○	○	○
9. 死亡保険金受取人（死亡保険金受 取人を定めなかった場合は、被保険 者の法定相続人）の印鑑証明書	○				
10. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○
11. 被保険者の戸籍謄本	○				

12. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○				
13. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○
14. その他当会社が第 29 条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

特 約

共同保険に関する特約

この特約は、保険証券に共同保険分担割合表が添付されている場合に適用されます。

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までの事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知ならびに通知に基づく契約内容の変更の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の

受領および質権の設定、譲渡もしくは消滅の承認

- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券等に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までの事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

熱中症補償特約

この特約は、すべてのご契約に自動的に適用されます。

第1条（普通保険約款の読み替え）

当社は、この特約により、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）（1）の

傷害には日射または熱射による身体の障害を含むものとします。

第2条（この特約の適用）

当社は、被保険者の死亡については、この特約を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

食中毒補償特約

この特約は、すべてのご契約に自動的に適用されます。

第1条（普通保険約款の読み替え）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「（2）（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。」

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、この保険契約に特定感染症による後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金支払特約または特定感染症による後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金支払特約が付帯されている場合は、その特約の規定に従い保険金を支払うべき特定感染症に

よる中毒症状に対しては、この特約に基づく後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金を支払いません。

第3条（この特約の適用）

当社は、被保険者の死亡については、この特約を適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

天災補償特約＜天災補償＞

当社は、この特約により、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）（1）⑩および⑫の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

賠償責任補償特約＜賠償補償＞

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な

用語	定義
	危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。 （注）特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス（注）をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。 （注）専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいい、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
住宅	本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

用語	定義
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
本人	普通保険約款第1条（用語の定義）に規定する被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、次に掲げる偶然的事故（注1）のいずれかにより、他人の身体の障害（注2）または他人の財物の損壊（注3）（注4）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然的事故
- ② 被保険者の日常生活（注5）に起因する偶然的事故

（注1）以下この特約において「事故」といいます。

（注2）傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。

（注3）財物の滅失、破損または汚損をいいます。

（注4）日本国内において発生した事故による軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能を含みます。

（注5）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条（被保険者の範囲）

（1）この特約における被保険者は、本人

のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 本人の配偶者
- ② 本人またはその配偶者の同居の親族
- ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ④ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(注1)。ただし、本人に関する事故に限ります。

- ⑤ ①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(注1) 監督義務者に代わって本人を監督する者は本人の親族に限ります。

(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。

(2)(1)の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第4条(保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権

奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為(注3)を除きます。

- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因す

る損害賠償責任

- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については除きます。
 - ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（注2）について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶・車両（注3）、銃器（注4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- （注1）住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- （注2）財物の滅失、破損または汚損をいいます。
- （注3）原動力が専ら人力であるものを除きます。また、車両には、ゴルフ場

敷地内におけるゴルフ・カート、ならびに移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車および歩行補助車を含みません。

（注4）空気銃を除きます。

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 事故が発生した場合において、被保険者が第9条（事故発生時の義務）（1）②に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であったと認められる費用および同条（1）③の手続のために必要な費用
- ③ ②の損害の発生または拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
- ④ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ⑥ 第10条（当会社による解決）に規

定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が直接要した費用

第6条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

① 前条①の損害賠償金が保険証券記載の免責金額（注）を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険金額を支払の限度とします。

② 前条②から⑥までの費用についてはその全額。ただし、同条④および⑤の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

（注）支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度としま

す。

（2）（1）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額（注）の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額（注）を差し引いた額とします。

（注）支払保険金または支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第8条（先取特権）

（1）事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第5条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う

場合（注2）

（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（3）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第5条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。

第9条（事故発生時の義務）

（1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況ならびにこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所および氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用

で必要な措置を講ずること。

③ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。

④ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。

⑤ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。

⑦ 当会社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）①から⑦までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① （1）①または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

② （1）②に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

③ （1）③に違反した場合は、取得す

べき権利の行使によって受けることができたと認められる額

④ (1) ④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1) ①もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（当会社による解決）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第11条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者がこの特約にかかる保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ③ 損害を証明する書類
 - ④ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）また

は②以外の3親等内の親族

(注) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条(保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無およ

び被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認す

るための、警察、検察、消防その他の
公の機関による捜査・調査結果の照会
(注3) 180日

② (1) ①から④までの事項を確認す
るための、医療機関、検査機関その他
の専門機関による診断、鑑定等の結果
の照会 90日

③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の
内容およびその程度を確認するため
の、医療機関による診断、後遺障害の
認定に係る専門機関による審査等の
結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118
号)が適用された災害の被災地域にお
ける(1) ①から⑤までの事項の確認
のための調査 60日

⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を
日本国内において行うための代替的
な手段がない場合の日本国外におけ
る調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取
るべき者が前条(2)および(3)の
規定による手続を完了した日をいい
ます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのう
ち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第
205号)に基づく照会その他法令に
基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2)に掲げる必要な事
項の確認に際し、保険契約者、被保険者
または保険金を受け取るべき者が正当
な理由なくその確認を妨げ、またはこれ
に応じなかった場合(注)には、これに
より確認が遅延した期間については、

(1) または(2)の期間に算入しない
ものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を
含みます。

(4) (1) または(2)の規定による保険
金の支払は、保険契約者、被保険者また
は保険金を受け取るべき者と当会社が
あらかじめ合意した場合を除いては、日
本国内において、日本国通貨をもって行
うものとします。

第13条(時効)

保険金請求権は、第11条(保険金の請
求)(1)に定める時の翌日から起算して
3年を経過した場合は、時効によって消
滅します。

第14条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が
損害賠償請求権その他の債権を取得し
た場合において、当会社がその損害に対
して保険金を支払ったときは、その債権
は当会社に移転します。ただし、移転す
るのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金
として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、
保険金が支払われていない損害の額
を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当会社に移
転せずに被保険者が引き続き有する債
権は、当会社に移転した債権よりも優先
して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金

を受け取るべき者は、当会社が取得する
(1) または (2) の債権の保全および
行使ならびにそのために当会社が必要
とする証拠および書類の入手に協力し
なければなりません。この場合において、
当会社に協力するために必要な費用は、
当会社の負担とします。

第15条 (普通保険約款の適用除外)

(1) 普通保険約款第3条 (保険金を支払
わない場合—その1) から第11条 (他の
身体の障害または疾病の影響) まで、第
14条 (職業または職務の変更に關する通
知義務)、第21条 (被保険者による保険
契約の解除請求)、第23条 (保険料の返
還または請求—告知義務・職業または職
務の変更に關する通知義務等の場合)

(2) および (5) ならびに第27条 (事
故の通知) から第33条 (死亡保険金受取
人の変更) までの規定は適用しません。

(2) 保険契約者または被保険者が普通保
険約款第20条 (重大事由による解除) (1)

③アからオまでのいずれかに該当する
ことにより同条 (1) または (2) の規
定による解除がなされた場合には、同条
(3) の規定は、次の損害については適
用しません。

① 同条 (1) ③アからウまでまたはオ
のいずれにも該当しない被保険者に
生じた損害

② 同条 (1) ③アからウまでまたはオ
のいずれかに該当する被保険者に生
じた法律上の損害賠償金の損害

第16条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を

次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条 (用語の定義) 危険の定義中
「傷害」とあるのは「賠償責任補償特
約第2条 (保険金を支払う場合) の事
故による損害」

② 第12条 (保険責任の始期および終
期) (3) の規定中「事故による傷害」
とあるのは「賠償責任補償特約第2条
(保険金を支払う場合) の事故による
損害」

③ 第13条 (告知義務) (3) ③の規定
中「第2条 (保険金を支払う場合) の
事故によって傷害を被る前に」とある
のは「賠償責任補償特約第2条 (保険
金を支払う場合) の事故が発生する前
に」

④ 第13条 (4) の規定中「傷害の発
生した後に」とあるのは「損害が生じ
た後に」

⑤ 第13条 (5) の規定中「傷害」と
あるのは「賠償責任補償特約第2条
(保険金を支払う場合) の事故による
損害」

⑥ 第20条 (重大事由による解除) (1)
①の規定中「傷害」とあるのは「損害」

⑦ 第20条 (3) の規定中「傷害」と
あるのは「賠償責任補償特約第2条
(保険金を支払う場合) の事故による
損害」

⑧ 第23条 (保険料の返還または請求
—告知義務・職業または職務の変更に
關する通知義務等の場合) (7) の規
定中「事故による傷害」とあるのは「賠
償責任補償特約第2条 (保険金を支払
う場合) の事故による損害」

- ⑨ 第26条（保険料の返還－解除の場合）（3）の規定中「被保険者」とあるのは「本人」

第17条（個別適用）

この特約の規定は、第6条（保険金の支払額）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第18条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

賠償事故解決に関する特約

この特約は、「賠償責任補償特約」がセットされている場合に、「賠償責任補償特約」に自動的に適用されます。

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故	賠償責任補償特約の補償内容に規定する事故のうち、賠償責任補償特約および賠償責任補償特約に付帯される他の特約の規定により保険金の支払われるべき事故をいいます。ただし、日本国内において生じた事故に限り、かつ、被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
賠償責任補償	保険証券にこの特約を適用することが記載された賠償責任補

用語	定義
特約	償特約をいいます。
被保険者	賠償責任補償特約の被保険者をいいます。

第2条（当会社による援助）

（1）被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續について協力または援助を行います。

（2）（1）に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

第3条（当会社による解決）

（1）次のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（注）を行います。

① 被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件に同意している場合

② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

（注）弁護士を選任を含みます。

（2）（1）の場合には、被保険者は当会社

の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定にかかわらず、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(注)を行いません。

- ① 1回の事故について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、賠償責任補償特約の保険金額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなくて被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- ④ 賠償責任補償特約について適用される免責金額がある場合は、1回の事故について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、その免責金額を下回る場合

(注) 弁護士を選任を含みます。

(4) (1)に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(注)は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

(注) 弁護士を選任を含みます。

第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)

(1) 事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に規定する損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故について当会社が賠償責任補償特約およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(注) 同一事故について既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、被保険者が損害賠償請求権者に対して

負担する法律上の損害賠償責任の額から、次に掲げる額のうちいずれか大きい額を差し引くことにより算出される額をいいます。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額
- ② 賠償責任補償特約について適用される免責金額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2) または (7) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) (2) ①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の事故について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が賠償責任補償特約の保険金額を超えると認められるときは、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また、当会社は、(2)の規定にかかわらず、損害賠償額を支払いません。

(注) 同一事故について既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(7) 次のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事

故について当会社が賠償責任補償特約およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。

① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。

② 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注) 同一事故について既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第5条(損害賠償額の請求および支払)

(1) 損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 損害賠償額の請求書
- ② 当会社の定める事故状況報告書
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- ④ 損害を証明する書類
- ⑤ その他当会社が(4)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(2) 当会社は、事故の内容、損害の額等

に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(4) 当会社は、前条(2)①から④までのいずれかまたは同条(7)①もしくは②に該当する場合は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無

③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必

要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(注) 損害賠償請求権者が(1)の規定による手続を完了した日をいいます。

(5) (4)に規定する確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(4)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

① (4)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 (注3) 180 日

② (4)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90 日

③ (4)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 日

④ 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された災害の被災地域における(4)①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日

⑤ (4)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

(注1) 損害賠償請求権者が(1)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(6)(4)および(5)に規定する確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(4)または(5)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第6条(損害賠償請求権の行使期限)

第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面に

よる合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第7条(個別適用)

この特約は、特に記載がないかぎり、賠償責任補償特約ごとに適用します。

インターネット特約

この特約は、インターネットでご契約された場合に適用されます。

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約情報画面	契約情報入力画面および契約情報確認画面をいいます。
通信手段	インターネットその他の情報処理機器等の通信手段をいいます。
申込意思の表示	当会社に対する保険契約申込みの意思の表示をいいます。

第2条(保険契約の申込み)

(1) 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、通信手段を媒介として、申込意思の表示を行うことにより保険契約の申込みをすることができるものとします。

(2)(1)の規定を適用する場合は、当会社に対して保険契約の申込みをしよう

とする者は、インターネットの専用ホームページにおいて、次の手続きを行うものとします。

- ① 契約情報入力画面に定められた必要な事項を入力すること。
 - ② 契約情報確認画面に明示された内容を確認し、また、その内容に同意したうえで、契約情報画面を当会社へ送信すること。
- (3)(2)の規定により当会社が申込意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、契約承認画面を保険契約者に明示します。

第3条（契約情報画面が送信されない場合の取扱い）

保険契約者により契約情報画面が送信されない場合は、この保険契約は成立しないものとします。

第4条（当会社への通知）

保険契約者または被保険者は、契約内容の変更等について、その手続きを通信手段により行うことができます。ただし、当会社が通信手段により手続きが可能な事項として通信手段を介して明示した契約内容の変更等に限りま

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および普通保険約款に付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料クレジットカード払特約

この特約は、インターネットでご契約された場合に適用されます。

第1条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

(1) 当会社は、この特約に従い、当会社の指定するクレジットカード（注1）により、保険契約者が、この保険契約の保険料（注2）を支払うことを承認します。

（注1）国際ブランド付きデビットカードを含みます。以下この特約において「クレジットカード」といいます。

（注2）契約内容変更時の追加保険料を含みます。以下この特約において同様とします。

(2)(1)にいう保険契約者とは、クレジットカード発行会社（注1）との間で締結した会員規約等（注2）に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者に限りま

（注1）以下この特約において「カード会社」といいます。

（注2）以下この特約において「会員規約等」といいます。

第2条（保険料の払込み）

(1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または契約内容変更時にクレジットカードによる保険料の支払の申出があった場合は、当会社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時に保

険料の払込があったものとみなします。

(2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

- ① 当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
- ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- (1) 当会社は、前条(2)の①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除するこ

とができます。ただし、この場合の保険料は、保険契約の申込時に支払う保険料に限るものとし、契約内容変更時の保険料の支払を怠った場合は、普通保険約款および普通保険約款に付帯された他の特約の規定を適用します。

(4) (3)の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条（保険料の返還の特則）

普通保険約款および普通保険約款に付帯された他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この規定によらず保険料を返還します。

第5条（追加保険料の払込みの特則）

当会社は、第1条（クレジットカードによる保険料支払の承認）(1)にかかわらず、追加保険料の払込みをクレジットカード以外の方法により、請求できるものとします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通

保険約款および普通保険約款に付帯された他の特約の規定を準用します。

長期保険特約＜長期保険＞

第1条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に係る通知義務等の場合）

（1）普通保険約款第13条（告知義務）

（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（2）職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき計算した保険料に対し、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注1）普通保険約款第14条（職業または職務の変更に係る通知義務）

（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注4）保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第14条（1）または（2）の変更の事実が生じた時

以降の期間をいいます。

（3）当会社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

（4）（1）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（5）（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）普通保険約款第14条（職業または職務の変更に係る通知義務）

（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（6）（1）および（2）のほか、保険契約

締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社へ通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

(7)(6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第2条（保険料率の改定の場合）

保険期間の中途において、この保険契約に適用されている保険料率が改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還、請求または変更を行いません。

第3条（保険料の返還－失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。ただし、普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被

保険者が死亡した場合には、当会社は、保険料に対し、死亡保険金支払の原因となった傷害を被った日の属する契約年度（注）を経過した以降の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第4条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 普通保険約款第13条（告知義務）(2)、第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）(6)、第20条（重大事由による解除）(1)またはこの特約第1条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(2) 普通保険約款第19条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(3) 普通保険約款第20条（重大事由による解除）(2)の規定により、当会社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、この保険契約が解除された日

の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) 普通保険約款第 21 条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(5) 普通保険約款第 21 条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を保険契約者に返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第 5 条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第 23 条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）、第 24 条（保険料の返還—無効または失効の場合）（2）および第 26 条（保険料の返還—解除の場合）の規定は適用しません。

第 6 条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第 5 条（死亡保険金の支払）（1）の規定中「既に支払った後遺障害保険金がある場合は」とあるのは「その事故の発生した契約年度と同一の契約年度に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は」
- ② 第 9 条（当会社の責任限度額）の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「各契約年度ごとに」

第 7 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

別表

未経過料率係数表

保険期間が 10 年の場合

(単位：％)

経過 年 数	経過月数 (注)											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88
1	87	87	86	85	84	83	83	82	81	80	79	79
2	78	77	76	76	75	74	73	72	72	71	70	69
3	68	68	67	66	65	64	63	63	62	61	60	59
4	59	58	57	56	55	55	54	53	52	51	51	50
5	49	48	47	46	46	45	44	43	42	42	41	40
6	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30
7	29	28	28	27	26	25	24	23	23	22	21	20
8	19	18	18	17	16	15	14	13	13	12	11	10
9	9	8	8	7	6	5	4	3	3	2	1	0

(注) 経過月数につき 1 か月未満の端日数は、1 か月として計算します。

明治安田損害保険株式会社

〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-11-1

TEL (03) 3257-3111 (代)